

令和5年11月29日

課名	子ども・福祉部障害福祉課 (身体障害者手帳・療育手帳)	保健医療部健康推進課 (精神障害者保健福祉手帳)
担当	坂本、幸坂	國富、佐藤
内線	3600、3602	3460、3481
直通	086-226-7362	086-226-7330

障害者手帳情報と個人番号（マイナンバー）の紐付け誤りについて

国から障害者手帳交付事務を行っている全ての自治体に対し、マイナンバーの紐付け誤りの有無を点検するよう指示があり、本県が交付している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について点検を実施したところ、計51件のマイナンバーの紐付け誤りが確認されました。

これらについて、誤りを確認後、直ちに当該情報の紐付けを解除し、正しいマイナンバーに修正済みであり、誤った情報への閲覧履歴は確認されておりません。

なお、マイナポータルに表示される障害者手帳の情報は、手帳番号、交付年月日、返還年月日、等級コード等であり、マイナンバー、氏名、生年月日など、個人が特定される情報の流出はありません。

ご本人、ご家族をはじめ県民の皆様、関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたことを深くお詫びするとともに、今後、マイナンバーの取扱いを厳重注意し、再発防止を徹底してまいります。

記

1 紐付け誤りの内訳

- (1) 身体障害者手帳 40件
- (2) 療育手帳 6件
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 5件

2 誤りの原因

(1) 身体障害者手帳・療育手帳

- ① 15歳未満の児童の手帳申請において保護者のマイナンバーを登録（身体28件）
 - ・児童を対象とする身体障害者手帳は、保護者が申請することになっている。

- ・身体障害者手帳交付申請書の様式には、申請者のマイナンバーを記入することになっているが、児童が対象の場合は、児童の氏名や生年月日、マイナンバー等を記入する欄を別に設けており、申請者（保護者）のマイナンバーは記入不要としている。
- ・申請書に申請者（保護者）と児童の2つのマイナンバーが記入されており、県身体障害者更生相談所において、誤って申請者（保護者）のマイナンバーを手帳交付システムに入力した。

②申請書を受け付ける市町村の確認漏れ（身体10件）

- ・障害者手帳の交付申請は市町村で受け付けており、受付時に申請者のマイナンバーカード等により、申請書に記入されたマイナンバーを確認することになっている。
- ・市町村の確認が不十分であり、誤ったマイナンバーが記入された申請書が県身体障害者更生相談所に送付され、当該マイナンバーを手帳交付システムに入力した。

③情報連携開始にあたり誤ったマイナンバーを登録（身体1件、療育6件）

- ・障害者手帳のマイナンバー情報連携開始にあたり、すでに手帳を交付している人のマイナンバーを取得する必要があったため、県障害福祉課において、住民基本台帳ネットワークシステムから障害者手帳保有者のマイナンバーを一括して取得した。
- ・この際に、氏名、性別、生年月日、住所の基本4情報の確認が不十分であり、別人のマイナンバーを手帳交付システムに入力した。

④申請書と異なるマイナンバーを登録（身体1件）

- ・県身体障害者更生相談所において、申請書に記入されているマイナンバーと異なる番号を手帳交付システムに入力した。

（2）精神障害者保健福祉手帳

①申請書を受け付ける市町村の確認漏れ（1件）

- ・障害者手帳の交付申請は市町村で受け付けており、受付時に申請者のマイナンバーカード等により、申請書に記入されたマイナンバーを確認することになっている。
- ・市町村の確認が不十分であり、誤ったマイナンバーが記入された申請書が県精神保健福祉センターに送付され、誤ったマイナンバーを手帳交付システムに入力した。
- ・その後、申請者が転出し、県での手帳更新の手続きが不要となり、誤ったマイナンバーが登録されたままとなった。

②市町村の確認漏れ及び県のシステム間の連携情報の未更新（3件）

- ・市町村の確認が不十分であり、誤ったマイナンバーが記入された申請書が県精神保健福祉センターに送付され、誤ったマイナンバーを手帳交付システムに入力した。
- ・その後、手帳更新（有効期間2年）の際の申請書には、正しいマイナンバーが記載されており、県精神保健福祉センターが県の手帳交付システムへ正しいマイナンバーを修正入力したが、マイナポータルデータ元である中間サーバーには、作業ミスにより正しい情報を反映できていなかった。

③申請書と異なるマイナンバーを登録（1件）

- ・県精神保健福祉センターにおいて、申請書に記入されているマイナンバーと異なる番号を手帳交付システムに入力した。

3 再発防止策

- （1）市町村に対して、マイナンバーカード等による本人確認を徹底するよう周知する。
- （2）身体障害者手帳交付申請書の様式を変更し、マイナンバー記入欄を1つに変更する。
- （3）県身体障害者更生相談所、県知的障害者更生相談所、県精神保健福祉センターにおける手帳交付システムへのマイナンバー入力にあたっては、複数の職員で入力誤りがないかを確認する。
- （4）手帳交付システム入力後、マイナポータル上で情報提供を行う前に、住民基本台帳ネットワークシステムの情報と突合し、マイナンバーに誤りがないか確認する。

4 その他

マイナンバーの紐付けを誤った51人の方に対して、本事案の内容とお詫びの文書を送付している。

【参考】

1 障害者手帳の種類

(1) 身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

令和5年3月31日時点の交付人数 29,615人（岡山市、倉敷市を除く）

(2) 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳

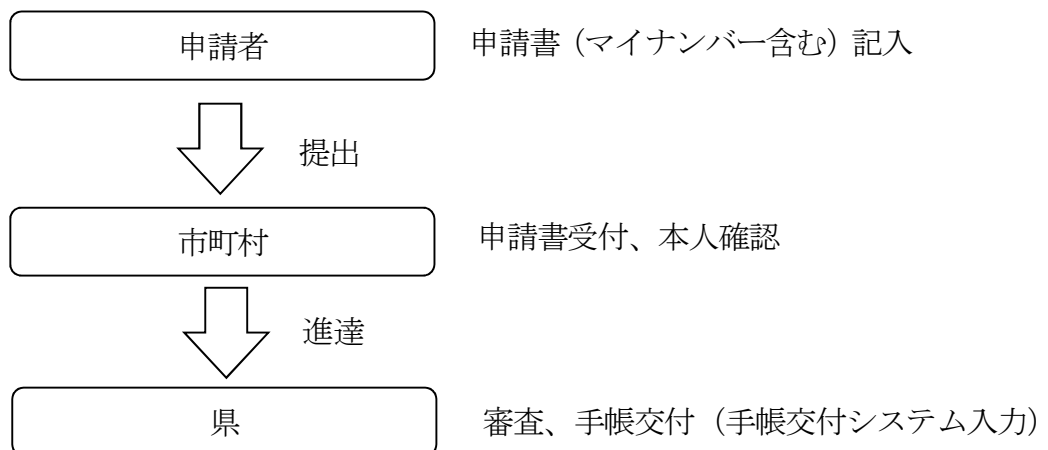
令和5年3月31日時点の交付人数 12,971人（岡山市を除く）

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあると認められた方に交付される手帳

令和5年3月31日時点の交付人数 10,558人（岡山市を除く）

2 交付申請の流れ



※身体障害者手帳：身体障害者更生相談所

療育手帳：知的障害者更生相談所

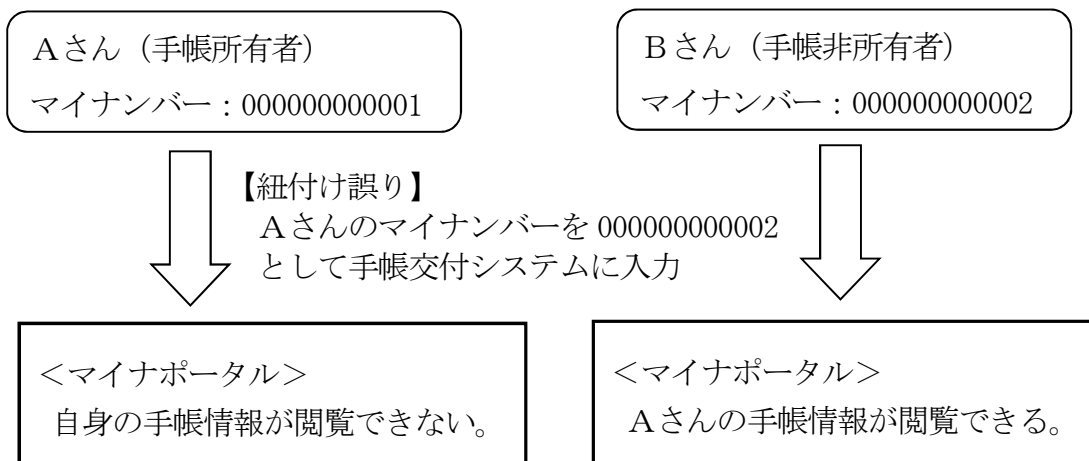
精神障害者保健福祉手帳：精神保健福祉センター

3 情報連携とマイナポータルによる自己情報の閲覧の仕組み(内閣府資料)

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が情報連携する個人の情報について、本人が閲覧・取得し、行政機関間のやりとりを確認できる機能を提供しています。



4 紐付け誤りによるマイナポータル上での閲覧



※マイナンバー、氏名、生年月日等の個人を特定できる情報は閲覧できない。

5 マイナポータルで閲覧できる手帳情報（デジタル庁「マイナポータル」HP）

項目名
身体障害者手帳情報
身体障害者手帳初回交付年月日
身体障害者手帳返還年月日
身体障害者手帳再交付年月日
身体障害者手帳番号
身体障害者手帳等級コード
障害名
身体障害者手帳障害情報
身体障害者手帳等級障害程度コード
身体障害者手帳部位コード
身体障害者手帳障害認定日
身体障害者手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分
精神障害者保健福祉手帳情報
精神手帳番号
精神手帳交付年月日
精神手帳返還年月日
精神手帳再交付年月日
精神手帳等級コード
精神手帳有効期間終了年月日
療育手帳情報
療育手帳番号
療育手帳交付年月日
療育手帳返還年月日
療育手帳再交付年月日
療育手帳障害程度
療育手帳次回判定年月
療育手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

6 点検実施の経緯

- 令和5年 6月20日 静岡県が身体障害者手帳62件の紐付け誤りを公表
 " 国から障害者手帳の事務処理の実情調査と紐付けの点検依頼
- 令和5年 7月 7日 国からマイナンバー情報連携関係実態調査の依頼
- 令和5年 8月25日 国が点検マニュアルを送付
- 令和5年 9月 6日 国から個別データの点検対象機関が示される。
 （岡山県は障害者手帳のみが対象）
- 令和5年 9月15日 国が点検マニュアル（障害者手帳版）を送付
- 令和5年10月 3日 国が点検支援ツールを送付
- 令和5年11月30日 点検期限